

蒲野 宏之氏

蒲野総合法律事務所 代表弁護士

#132



紹介者



小林 哲也氏
帝国ホテル取締役社長

今から35年ほど前、私が1970年代初めに通った米国のロースクール時代の鮮烈な衝撃を受けた授業にインサイダー取引に関する詳細な検討があった。

当時米国ではテキサス・ガルフ・サルファ社の幹部が大鉦脈の発見の情報を得て自社株を取得しSECから訴追された事件が端緒となり、インサイダー取引の規制こそ資本市場の発展のために重要だと意識され始めていた。

その後、再渡米しワシントンD.Cで弁護士をしていた80年代半ば、ウォール街を騒がしたのが「ボウスキー事件」であった。リスク・アービトラージャーとして著名であったアイバイン・ボウスキーが、実は裏で証券会社の職員からM&Aの情報を仕入れ、巨額の利益を得ていたという事件であった。この事件は、その翌年に起きた「タテホ事件」と並んで日本社会にも大きな影響を与え、1988年に日本が初めてインサイダー取引規制を導入する契機となった。

近時、わが国においてもM&Aがらみのインサイダー取引違反が新聞を賑わしている。今年に入ってから報道記者、会計士、証券会社社員が立て続けに摘発され、米国の80年代を想わせる。ボウスキーは「貪欲であることは正当だ」と述べているが、資本主義が貪欲さへの危険を内包していることを言い表しており、資本市場の清潔さを保つことは容易ではない。私は仕事の上で少なからずインサイダー取引規制などの企業不祥事を取り扱うが、会社組織は悪意を持った従業員の行為に対しては見事なまでに脆弱だと感じ

次回

坂本美貴子氏

(ヒューマン・トラスト代表取締役)

にご登場いただきます。

他人事ではないインサイダー取引規制

ることが少なくない。近時のJ-SOX法に基づく内部統制は、社員の過失に対する抑制には有効である。だが、故意犯に対してどこまでの効果があるだろうか。

社会の価値観が急速に変化していく現代では、企業トップは故意犯に対応できるようなコンプライアンス体制を打ち立てないと足をすくわれる。M&A情報は社内のみならず証券会社、法律事務所など関係者が多い。そのため、情報の伝播範囲をできるだけ絞り込み、情報管理には万全を尽くさねばならない。